

生活のきまり

北海道小樽桜陽高等学校

校訓「賢く、強く、豊かに」のもとに人間的な触れ合いを大切にし、
基本的生活習慣の確立に努める。

1 服装・頭髪等

登校時は、桜陽高校生として自覚のもと、服装・頭髪等については清潔・質素・端正に心がけ、本校指定の制服を着用する。休日・休業中もこれに準ずる。

(1) 制服

指定制服販売店にて、男子制服・女子制服（夏季略装を含む）を購入する。それ以外の店で購入したものは、制服とは認めない。

ア 男子制服は、黒地に校章刺繍入りの学生服とし、指定のボタンをつけ、左襟に学年・クラス章、右襟に校章をつけたものとする。

- ・上着を脱ぐ時は白のワイシャツでなければならない。※夏季略装期間以外は上着着用が基本
- ・ベルトは黒または茶を基調としたものとする。
- ・ソックスは白、紺、黒を基調とした無地のものとする。

イ 女子制服は、紺地に校章刺繍入りのセーラー服とし、左胸ポケット上部左側に校章、右側に学年・クラス章をつけたものとする。

- ・ストッキングは黒または肌色の無地のものとする。
- ・ソックスは白、紺、黒を基調とした無地のソックスを正しく着用し、ショートソックスは禁止する。

ウ 制服を加工・変形して着用することは禁止し、これに反した場合は新規購入とする。

エ 校内でのカーディガンの着用（冬季服装の登下校時を除く）は禁止する。

(2) 夏季略装

ア 夏季略装への移行期間および着用期間は、5月より9月までを目処とし、その期間は、天候・気温等を考慮して学校の指示によるものとする。

イ 男子は、白地のワイシャツ・開襟シャツとする。シャツの裾は、ズボンの中に入れ着用する。

ウ 女子は、長袖または半袖の夏用制服を着用すること。

エ 夏季略装時には登下校時も含めて、カーディガンの着用は認めない。

(3) 異装

やむなく異装をするときは、担任に届け出、許可を受ける。

(4) 頭髪

頭髪は、高校生らしく清潔端正に心がけ、パーマやこれに類するもの、染毛・脱色・つけ毛は禁止する。

(5) その他

ア 通学には革靴・スニーカーなどの靴を使用し、サンダルなどは使用しない。

イ 校舎内では、体育時兼用の指定の上靴を使用し、外靴と区別する。

ウ 化粧・色つきのリップクリーム・マニキュア・カラーコンタクトなど不必要なものは禁止する。

エ 原則として、授業中・考査中での膝掛けの使用は禁止とする。

2 校内生活

礼儀正しく、親しみと敬いの心を表わし、高校生として品位を保ち、責任ある行動を心がける。

(1) 登校時刻は、午前8時25分までとし、5分前には着席していること。

(2) 下校時刻は、原則として平日午後4時30分、完全下校時刻を午後7時30分とする。

(3) 遅刻・欠席の場合は、保護者よりクラス担任に連絡する。

(4) 外出・早退・その他学校を離れる際は、クラス担任に届け出、必ず許可を受ける。

(5) 所持品には、年次・組・氏名を必ず明記する。個人用のロッカーを正しく利用し、教室内に放置しない。

(6) 教室移動の際は、所持品の管理には十分注意する。多額の金銭・その他貴重品は、担任に保管を依頼する。

(7) カバンは、教科書類が入るものとし、紙袋などは禁止する。

(8) 定期考査等に関わる不正行為はすべて別に指導する。

(9) 携帯電話・スマートフォン等の使用については、以下の事項を厳守すること。

ア 校内では電源を切り、鞆の中に入れ、使用は休み時間に限り必要最小限とする。

- イ ネット上で「自分か他人に関係なく、個人が特定できる情報や画像の掲載」「個人や団体を誹謗・中傷する書き込み」「事実か否かを問わず、違法行為（飲酒・喫煙・恐喝・詐欺など）に関係する掲載」をしないこと。
 - ウ 盗電行為（教室等での充電）をしない。
 - エ 上記について違反した生徒については指導し、悪質なものについては特別指導を行う。
- (10) 施設・設備は、大切に使用する。破損した場合には、担任に申し出る。
- (11) 施設・設備の使用方法は、生徒必携の「校舎使用について」を参照する。

3 校外生活

- 自分の行動について、社会的背景や社会的影響を理解し、桜陽高校生として自覚と誇りを持ち、事故防止に努める。
- (1) 飲酒・喫煙・それに類する行為は、いかなる場合にも厳禁する。
- (2) 外出する際は、外出理由を保護者に告げ、行先・帰宅予定時間を明確にする。
- (3) 夜間の外出は、午後10時までに帰宅することとし、午後10時以降の外出は保護者同伴とする。
- (4) 放課後の生徒による集会（ライブ活動など）について、参加または実施する場合は、該当担任に申し出て、届出証を提出すること（保護者同伴の場合は除く）。
- (5) 外出の際は、清潔・質素で端正な服装に心がけ、身分証明書を必ず携行し、風紀上好ましくない場所やパチンコ店・マージャン荘・酒類を提供する店などへの出入りは厳禁する。
- (6) アルバイトの取扱いは下記のとおりとする。
- ア 平常の学習期間中のアルバイトは、原則として禁止する。ただし、経済的理由など、やむを得ずアルバイトを必要とする場合は、担任に申し出て学校の許可を受ける。
 - イ 長期休業期間中に限り、学校に届け出、許可を受け、アルバイトをすることができるが、2週間程度とする。
 - ウ 次の事項について審議し、所定の手続きを経て許可する。
 - 1) 職種・就業時間・就業場所・就業日数など
 - 2) 保護者・雇用者の承諾書
 - 3) 学校生活態度・成績不振状況・出欠席遅刻早退状況・健康状態・部活動など
 - エ アルバイトの許可を受けた後に生活の乱れや学業不振が見られる場合、許可を取り消すこともある。
- (7) 交通法規を遵守し、交通安全と事故防止に努める。
- ア 自身を守るため、歩行者として交通ルール知識を持ち、確実に行動する。
 - イ 無免許運転など、交通法規に違反する行為は禁止する。
 - ウ 保護者など責任ある者以外の車に同乗することを禁止する。
 - エ バス停やバス車内では、マナーを守り、他に迷惑をかけることなく整然と乗降する。
 - オ 通学定期券について、期限が切れた利用や乗車区間を偽った利用、他人への貸し出しは故意、過失（うっかり）に関わらず特別指導の対象となる（定期券の種類や期限の確認、利用規約を熟知する）。
 - カ 車両の運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、特別な事由により免許取得を希望する場合は、学校に届け出、許可を受ける。（3年生は原則として進路決定後の冬期休業以降）
- (8) 他校生・中学校時代の友人・異性との交友については節度を守り、社会通念の範囲で行うこと。
- (9) 生徒間の金銭貸借、物品の売買は厳禁する。

4 休日・長期休業中の生活

- (1) 休日および長期休業中に学校を使用する際は、事前に該当教師に申し出、許可を受ける。
- ア 火気は使用しない。
 - イ 使用後は、清掃・整理整頓を行い、該当教師に報告をしてから下校する。
- (2) 休日および長期休業中の旅行・キャンプ・登山・集会（ライブ活動など）については、下記の条項を守り、事前に保護者の了承を得て、所定の手続きを行ったものについて認める。届出証・身分証明書は必ず携行する。
- ア 個人または生徒同士の計画は避ける。やむなく旅行する場合は、保護者同意の上、行先・行動時間などを明確にし、保護者との連絡は密にする。
 - イ キャンプは、禁止区域を除く地域とする。保護者またはそれに準ずる成人が必ず付き添うこと。魚貝類などの捕獲は禁止する。
 - ウ 冬山登山は禁止する。
 - エ 集会は、内容・開催責任者・参加者などを検討し、届出証を提出すること。

5 その他

- (1) 自転車などによる通学は禁止する。
- ア 自宅からJR駅またはバス停留所まで、片道2kmを越える場合、JR駅およびバス停留所までの自転車の使用を認める。
 - イ 冬期間の自転車などの使用は禁止する。

6 非行・怠学・校則違反などは別に指導する。